

第2部 ごみ処理基本計画
第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画対象区域

この計画の対象区域は、市内全域とします。

第2節 計画対象廃棄物

この計画の対象廃棄物は、本市が自ら処理する一般廃棄物（本市に処理委託される一般廃棄物を含む。）及び本市以外に委託して処理する一般廃棄物とします。

第3節 計画目標年次

平成30年度を初年度とし、15年後の平成44年度を計画目標年次とします。また、中間目標年次を平成34年度、平成39年度とします。

計画期間	平成30年度～平成44年度
中間目標年次	平成34年度 平成39年度
目標年次	平成44年度

第4節 幸手市総合振興計画との関係

第5次幸手市総合振興計画の後期基本計画では、「廃棄物の排出抑制」として、次のように目標を掲げています。

施策が目指す市の姿

■循環型社会が形成されている

市民や事業者が、循環型社会の形成に向けた取り組みの必要性を理解し、一人ひとりが、ごみの減量化や再資源化に対して積極的に取り組むまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①一人当たりの一日の家庭ごみ排出量	g	709.4	700
②事業ごみ量	t	2,306	2,200
③ごみ資源化率	%	22.5	25
④リサイクル団体が収集した資源物量	kg	600	630

現状と課題

- ごみ処理は、焼却や埋め立てによる地域の公害の問題や資源化の問題など、地球環境に与える影響が大きい重要な課題となっています。
- 環境負荷を抑える循環型地域社会の実現に向けては、ごみの発生・排出を抑制するとともに、再利用・再資源化などを推進することが必要です。
- 本市においては、平成18年度から燃やせるごみの有料化をスタートしていますが、市民一人ひとりの意識の向上や生ごみ処理容器への助成など、さらなるごみ減量化に向けた取り組みが求められています。また、効率的な廃棄物処理を目的とした杉戸町との連携による広域処理体制を継続するとともに、廃止したごみ焼却施設の解体や跡地利用、粗大ごみ処理施設やし尿処理施設の改修について、引き続き検討を進めていくことが求められています。

施策の内容

1) 広域的な取り組みの強化

- 杉戸町との事務委託による可燃ごみ処理やし尿処理を継続します。

- 可燃ごみ以外のごみ処理の広域化に向けて、杉戸町と連携し、課題の共有認識を図り、実現方策を検討します。
- 2) 廃棄物処理・体制の整備
- ごみ減量化と再資源化を図るため、分別収集体制の充実を図ります。
 - 機械設備の経年劣化による機能低下防止のための定期点検・修繕を実施します。
 - 老朽化したし尿処理施設及び粗大ごみ処理施設の大規模改修を検討します。
 - 廃止したごみ焼却施設の速やかな解体に努め、跡地利用について引き続き検討します。
- 3) 4 R 運動の推進
- 4 R 運動（「Refuse（リフューズ）断る、Reduce（リデュース）減らす、Reuse（リユース）繰り返し使う、Recycle（リサイクル）資源として再利用する」によるごみ減量運動）を推進し、ごみの減量化を図ります。
 - 集団回収を促すために、活動団体の補助や支援を行うなど市民活動を推進します。
 - 効果的なリサイクルをするため、リサイクルステーションなどの整備を検討します。
- 4) 産業廃棄物監視指導の強化
- 関係機関と連携し、引き続き残土及び産業廃棄物に対する監視体制の強化に努め、事業者による適正処理を促進します。

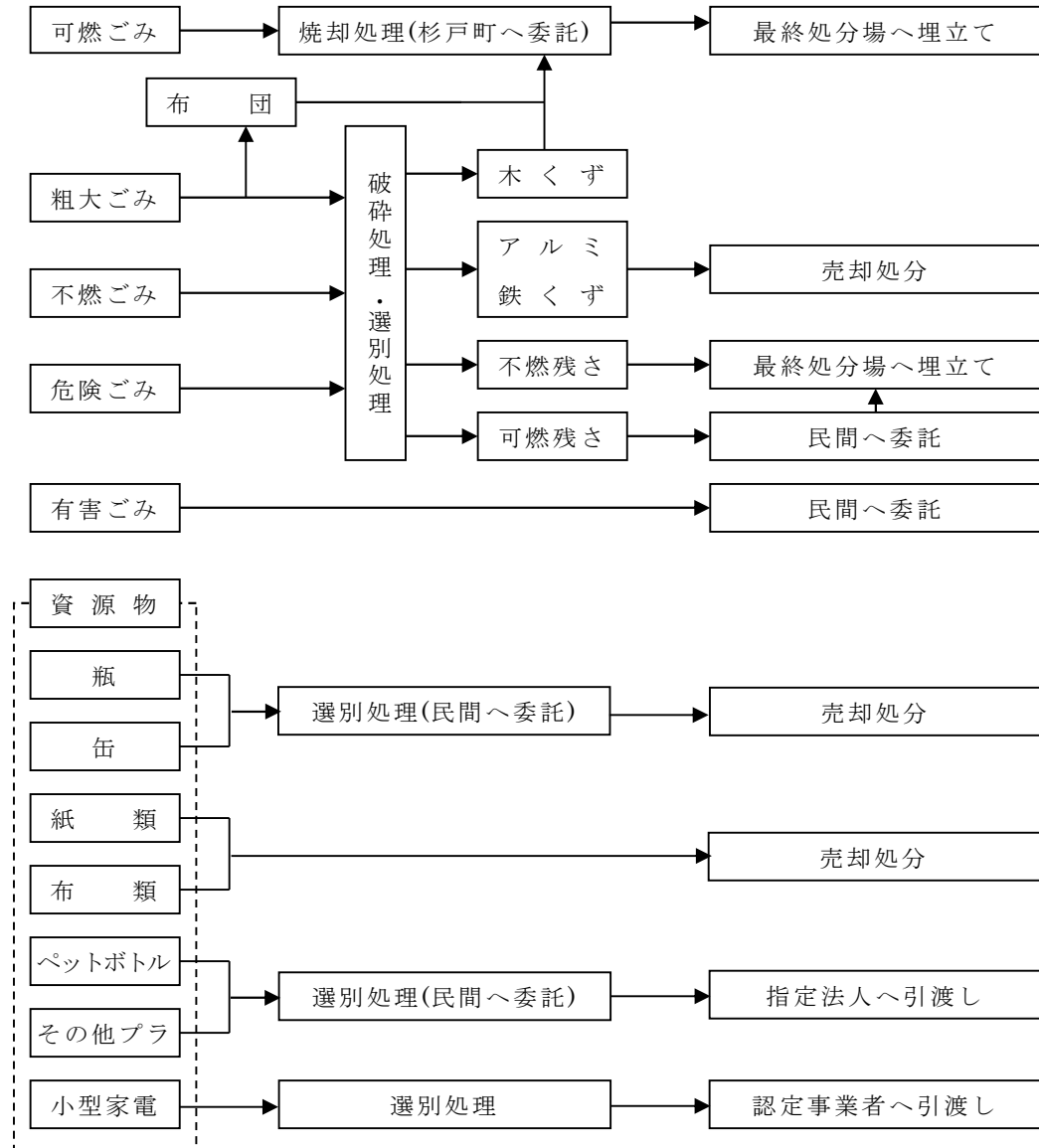
協働の役割

市民・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 R 運動を理解し、集団回収などの地域での活動に協力します。 ・ マイバッグ・マイ箸の実践など環境に配慮した行動に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 R 運動の推進に向けて、市民への啓発活動や情報提供を行います。 ・ 事業者による産業廃棄物を抑制するため、監視指導を強化し、適正処理を推進します。

第2章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理フロー

平成29年度のごみ処理フローは、下図のとおりです。可燃ごみの全部と粗大ごみ中の布団、不燃ごみ中の木くずは、平成14年4月から杉戸町に焼却処理を委託しています。



※危険ごみ：卓上ガスボンベ・スプレー缶・ライター

※有害ごみ：乾電池・蛍光管・水銀体温計

※指定法人：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

※認定事業者：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項に基づく認定事業者

図 2-2-1 現状のごみ処理フロー

第2節 ごみ処理体制

平成29年度におけるごみ収集及び処理体制の主体と方法は、次のとおりです。

(1) 家庭系廃棄物

一般廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市(委託)排出者	市(委託)	焼却	市(直営)	埋立て
燃やせないごみ	市(委託)排出者	市(直営)	破砕(破砕後、鉄・アルミ類は回収し、売却)	市(直営)	埋立て
粗大ごみ	市(委託)排出者	市(直営)	破砕(破砕後、鉄・アルミ類は回収し、売却)	市(直営)	埋立て
有害ごみ	市(委託)排出者	市(委託)	無害化及び資源化	—	—
資源物	市(委託)排出者	市(委託)	資源化	—	—

備考

- 1 危険ごみは、卓上ガスボンベ、スプレー缶及びライターを対象とする。
- 2 有害ごみは、乾電池、蛍光管及び水銀体温計を対象とする。
- 3 資源物は、紙(新聞、雑誌、段ボール、雑がみ及び紙バック)、布、缶、瓶、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装及び使用済小型家電を対象とする。

表2-2-1 家庭ごみ収集及び処理体制

(2) 事業系廃棄物

一般廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	許可業者	市(委託)	焼却	市(直営)	埋立て
燃やせないごみ	許可業者	市(直営)	破砕(破砕後、鉄・アルミ類は回収し、売却)	市(直営)	埋立て
粗大ごみ	許可業者	市(直営)	破砕(破砕後、鉄・アルミ類は回収し、売却)	市(直営)	埋立て
資源物	許可業者	市(委託)	資源化	—	—

備考 資源物は、紙(新聞、雑誌、段ボール、雑がみ及び紙バック)、布、缶、瓶、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装及び使用済小型家電を対象とする。

表2-2-2 事業ごみ収集及び処理体制

(3) ごみ処理施設

① ごみ焼却施設

施設名称	幸手市ひばりヶ丘桜泉園ごみ処理施設
所在地	幸手市大字木立 1779 番地 5
処理能力	80t/16H
燃焼設備	流動床焼却炉
竣工年月	昭和 58 年 3 月
備考	平成 14 年度運転停止

② 粗大ごみ処理施設

施設名称	幸手市ひばりヶ丘桜泉園粗大ごみ処理施設
所在地	幸手市大字木立 1779 番地 5
処理能力	30t/5H
破砕機	衝撃型
竣工年月	昭和 59 年 3 月

③ 最終処分場

施設名称	幸手市一般廃棄物最終処分場
所在地	幸手市大字惣新田 4282 番地 4
総面積	20,824 m ²
埋立面積	14,246 m ²
埋立型式	サンドイッチ方式
処理能力	50m ³ /日(浸出水)
竣工年月	平成 7 年 2 月

第3節 ごみ処理の実績

1 ごみの種類別発生量

本市におけるごみの排出量の推移は、次のとおりです。可燃ごみ有料化が行われた平成18年度以降、ごみ排出量の減少と資源物排出量の増加が顕著に表れましたが、近年は横ばい傾向になりつつあります。

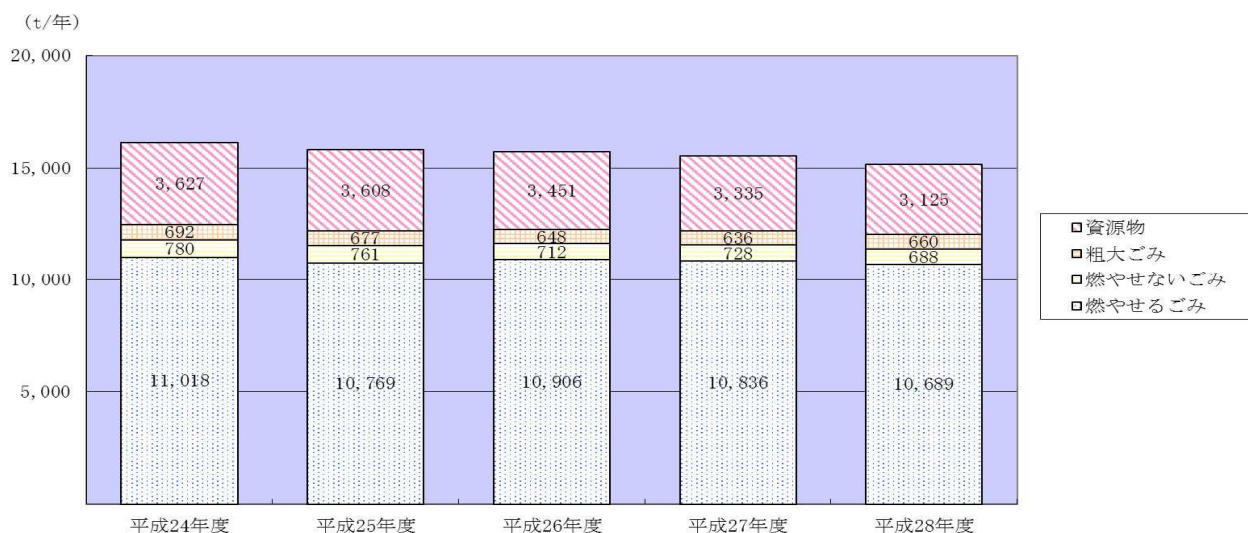


図 2-2-2 ごみ排出量の推移

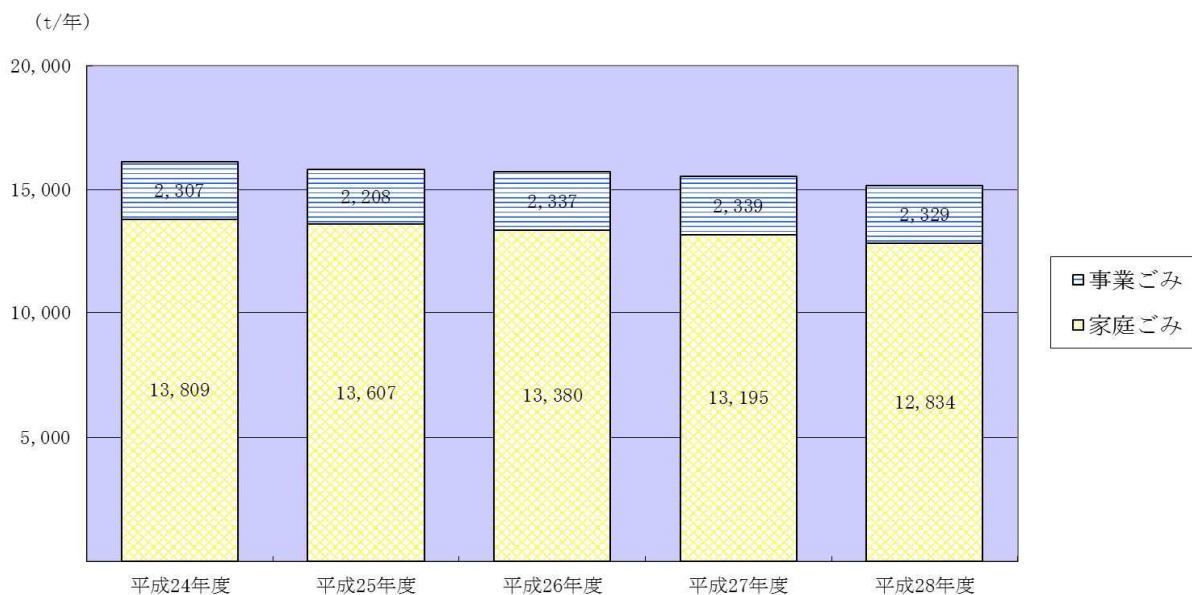
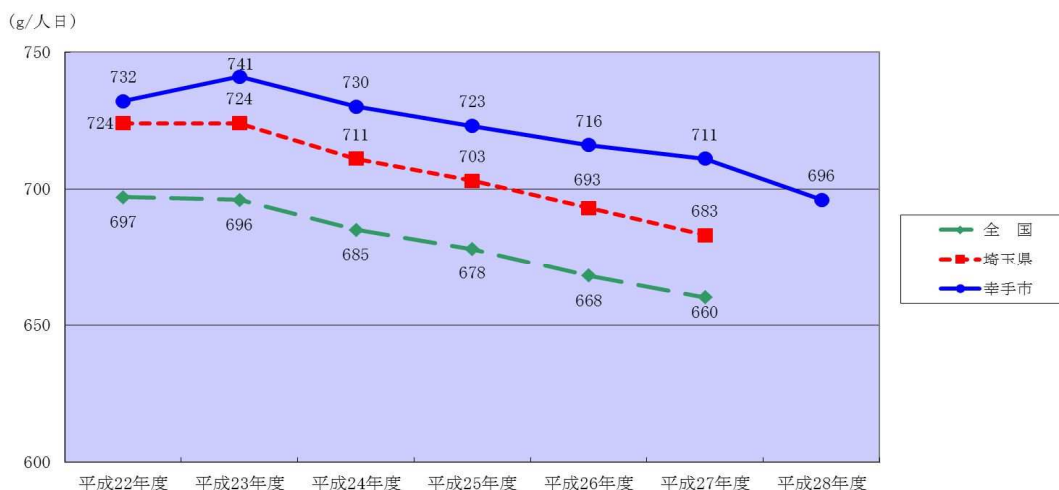


図 2-2-3 ごみ排出量の推移(家庭系・事業系別)

2 1人1日当たりごみ排出量

本市の1人1日当たりごみ排出量を家庭系ごみと事業系ごみに分けて、全国及び埼玉県と比較します。家庭系ごみに関して、本市の量は全国及び埼玉県の実績より多く排出されていますが、全体的に減少傾向にあります。一方、事業系ごみに関して、本市の量は全国及び埼玉県を下回る排出量であり、ほぼ横ばいです。

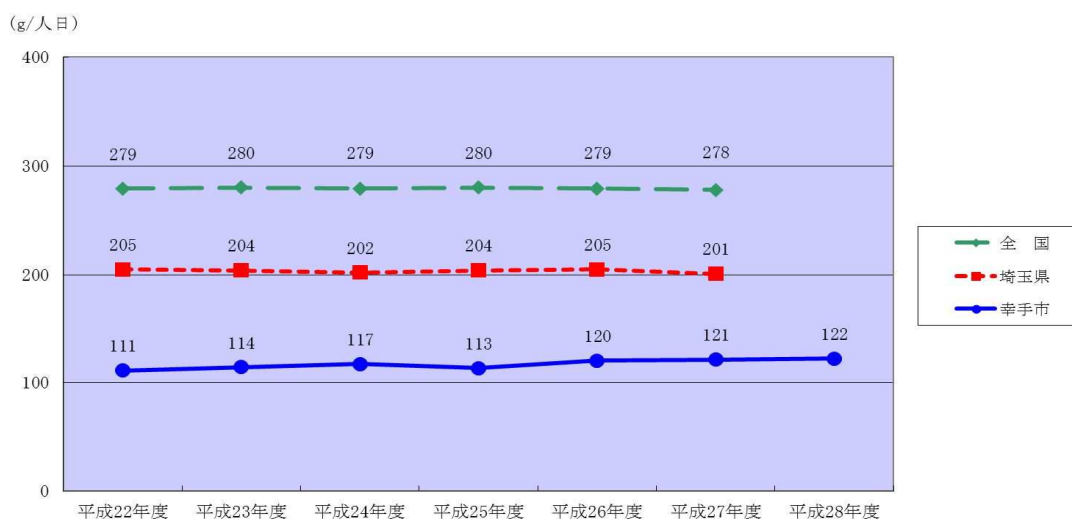


(資料：一般廃棄物処理事業実態調査(平成22～27年度) 幸手市集計(平成28年度))

※一般廃棄物処理事業実態調査ごみ量=(家庭系ごみ収集量+集団回収量)÷総人口÷年間日数

※幸手市集計ごみ量=(家庭系ごみ収集量+集団回収量)÷総人口÷年間日数

図 2-2-4 家庭系ごみ1人1日当たり排出量比較



(資料：一般廃棄物処理事業実態調査(平成22～27年度) 幸手市集計(平成28年度))

※一般廃棄物処理事業実態調査ごみ量=事業系ごみ収集量÷総人口÷年間日数

※幸手市集計ごみ量=事業系ごみ収集量÷総人口÷年間日数

図 2-2-5 事業系ごみ1人1日当たり排出量比較

3 資源化量

次に資源化量の推移を示します。平成18年10月にプラスチック製容器包装(その他プラ)の分別収集を開始した当時は資源化量が全体的に伸びましたが、近年は紙類・布類を中心に減少傾向にあります。

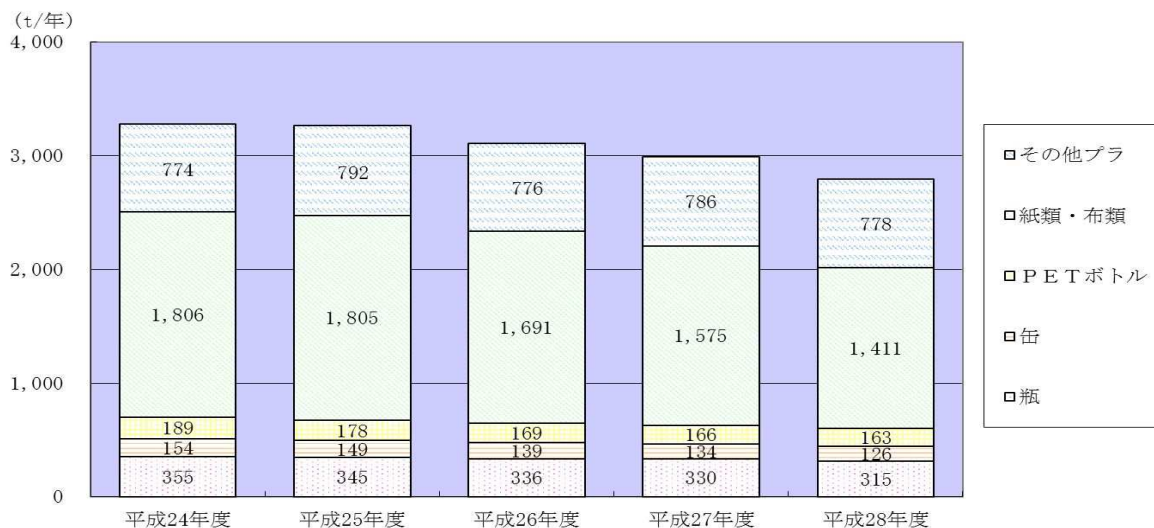


図 2-2-6 資源化量の推移

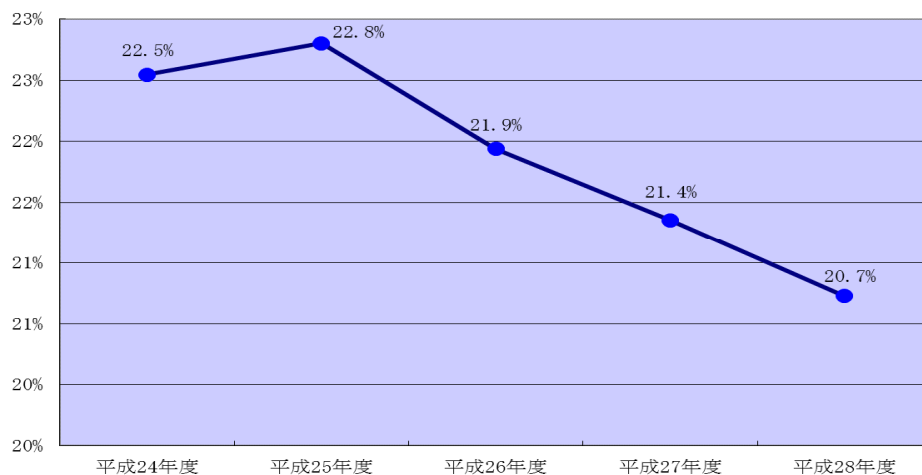


図 2-2-7 資源化率の推移

4 中間処理量

(1) 粗大ごみ処理施設搬出量

搬出物の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
不燃物	380.55t	387.86t	355.25t	349.44t	341.58t
可燃物	711.66t	729.12t	688.50t	694.63t	684.50t
売却物	355.18t	337.05t	335.51t	325.28t	350.04t
有害ごみ	13.06t	11.83t	11.40t	11.85t	12.49t
資源物	3,278.25t	3,269.15t	3,112.42t	2,991.89t	2,792.44t
合計	4,738.70t	4,735.01t	4,503.08t	4,373.09t	4,181.05t

(資料：粗大ごみ処理施設運転管理年報)

不燃物：埋立処分される破砕後の不燃性残さ物及び委託処理される未破砕不燃物
(コード類等)

可燃物：委託処理される破砕後の可燃性残さ物(プラスチック類)及びカーペット類
並びに焼却処理される木くず、布団類及び施設ごみ

売却物：鉄・アルミニウム及び使用済小型家電

有害ごみ：廃乾電池及び廃蛍光管

資源物：瓶、缶、ペットボトル、その他プラ、紙及び布

表 2-2-3 粗大ごみ処理施設搬出量の推移

(2) ごみ焼却施設処理量 (杉戸町環境センター委託)

(t/年)

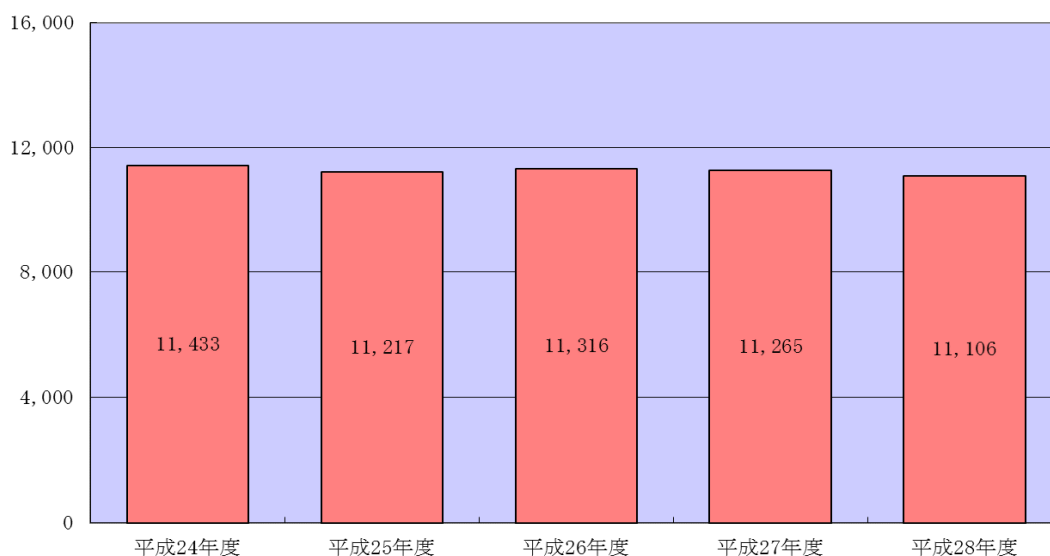


図 2-2-8 可燃ごみ処理量の推移

5 最終処分量

幸手市最終処分場における処分量の推移は、次のとおりです。

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
埋立量	1,459.96t	1,404.07t	1,353.23t	1,355.05t	1,282.84t
残比率	33.2%	28.5%	24.0%	19.5%	15.3%

表 2-2-4 幸手市最終処分場埋立量と残比率

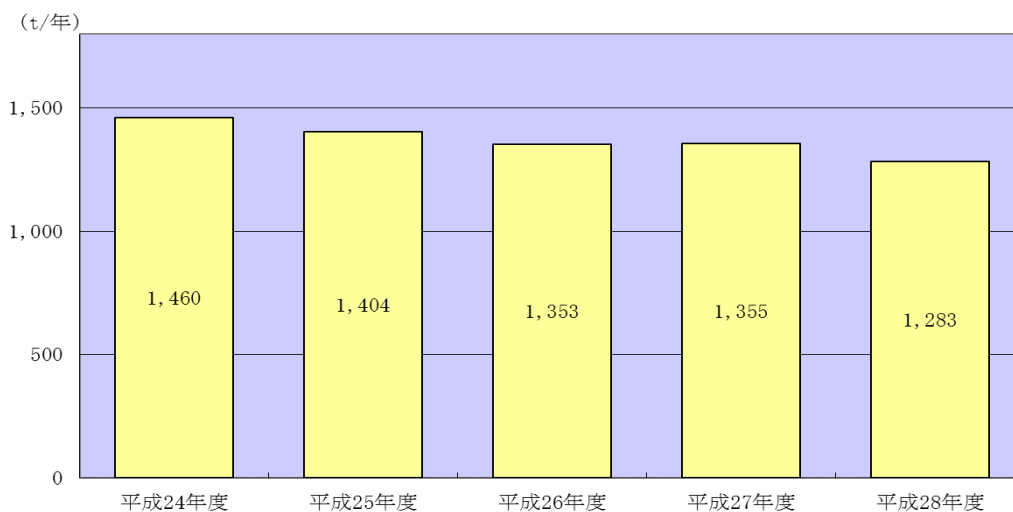


図 2-2-9 幸手市最終処分場埋立量の推移



幸手市一般廃棄物最終処分場の様子

6 ごみの性状

ごみ質の分析結果は、次のとおりです。

種類組成	紙類	48.8%
	厨芥類	16.9%
	布類	2.1%
	草木類	16.4%
	ビニール類	14.0%
	金属類	0.2%
	瀬戸物・石・砂類	0.4%
	ガラス類	0.0%
	その他	1.2%
	合計	100.0%
成分	水分	48.7%
	灰分	4.9%
	可燃分	46.4%
	合計	100.0%

(資料：ごみ質分析。平成29年8月10日採取。)

表2-2-5 ごみ質分析結果(可燃ごみ)

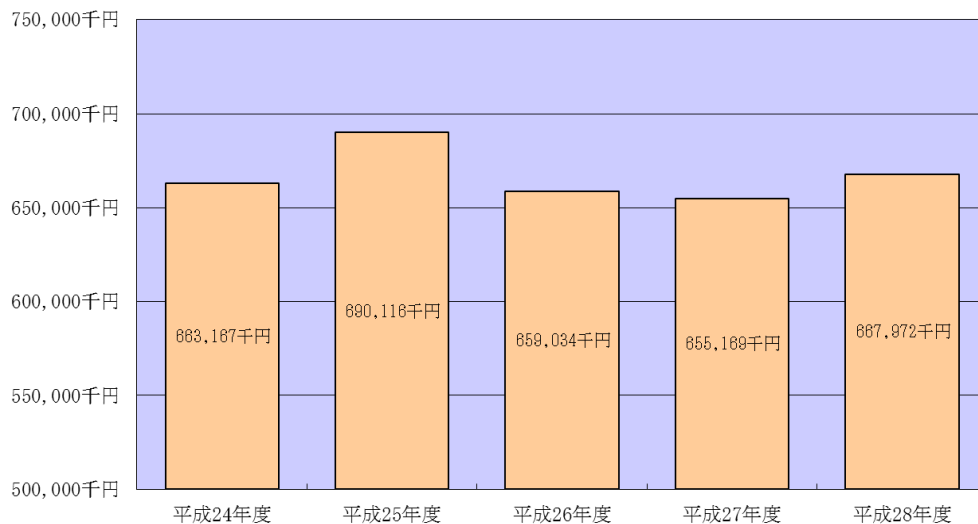
種類組成	紙・布・木・竹・厨芥類	14.1%
	プラスチック・ゴム・皮革類	40.7%
	ガラス類	11.6%
	金属類(磁性体)	22.1%
	金属類(非磁性体)	4.9%
	その他	6.6%
	合計	100.0%
成分	水分	1.6%
	灰分	47.6%
	可燃分	50.8%
	合計	100.0%

(資料：ごみ質分析。平成29年8月10日採取。)

表2-2-6 ごみ質分析結果(不燃ごみ)

7 ごみ処理経費

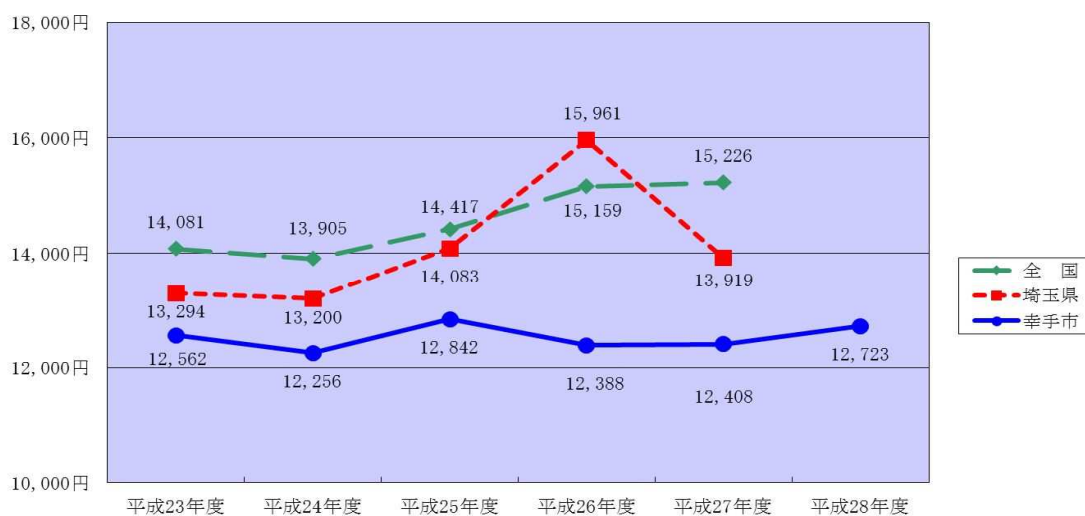
ごみ処理経費の推移は、次のとおりです。平成25年度は、粗大ごみ処理施設の改修により一時的に額が増えましたが、それ以外はほぼ横ばいとなっています。



(資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-2-10 ごみ処理経費の推移

本市の人口1人当たりごみ処理経費を全国及び埼玉県と比較すると次のようになります。全国及び埼玉県の処理経費が増加傾向にあるのに対し、本市の処理経費は多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。



(資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-2-11 ごみ処理経費の比較

8 ごみ処理手数料

本市のごみ処理手数料の収入額は、次のとおりです。

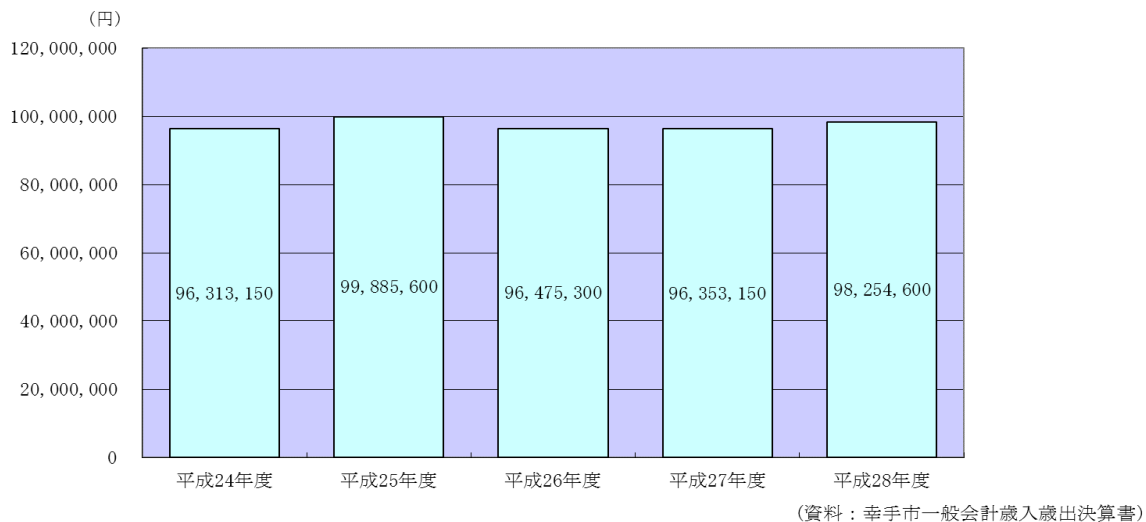
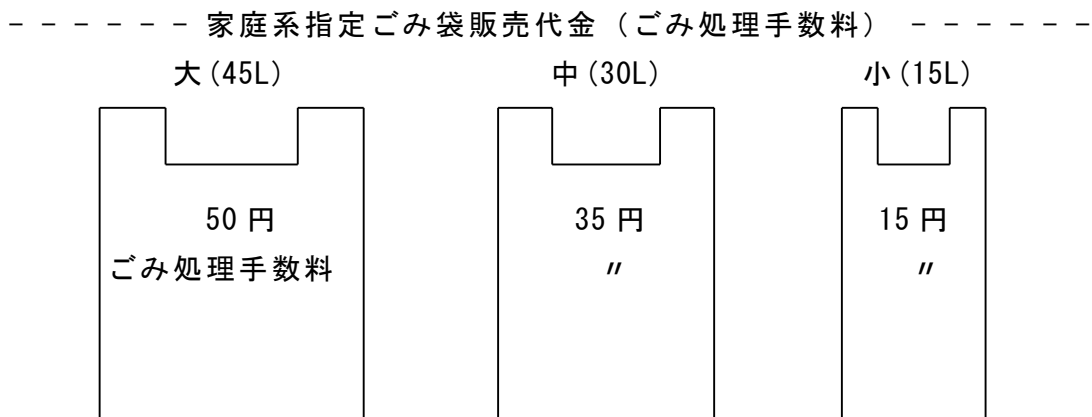


図 2-2-12 ごみ処理手数料の推移

※埼玉県内の市町村及び一部事務組合で、本市のほかにごみ処理の有料化を実施しているのは加須市、杉戸町、蓮田白岡衛生組合、秩父広域市町村圏組合です。



第4節 ごみ処理の評価

1 実施した施策

(1) リサイクル活動団体への補助

集団回収を促す施策として、リサイクル活動に補助を行いました。

年 度	補助団体数	種 類	重 量	補助単価	補助金額
平成 24 年度	26 団体	紙類	522,200kg	3 円/kg	1,798,635 円
		あき缶類	64,475kg		
		布類	12,870kg		
平成 25 年度	27 団体	紙類	506,500kg	3.5 円/kg	1,997,588 円
		あき缶類	49,730kg		
		布類	14,510kg		
平成 26 年度	28 団体	紙類	477,710kg	3.5 円/kg	1,856,036 円
		あき缶類	38,407kg		
		布類	14,180kg		
平成 27 年度	30 団体	紙類	474,930kg	3.5 円/kg	1,900,560 円
		あき缶類	53,098kg		
		布類	14,990kg		
平成 28 年度	29 団体	紙類	433,150kg	3.5 円/kg	1,756,000 円
		あき缶類	55,077kg		
		布類	13,490kg		

表 2-2-7 リサイクル活動推進費補助金交付額

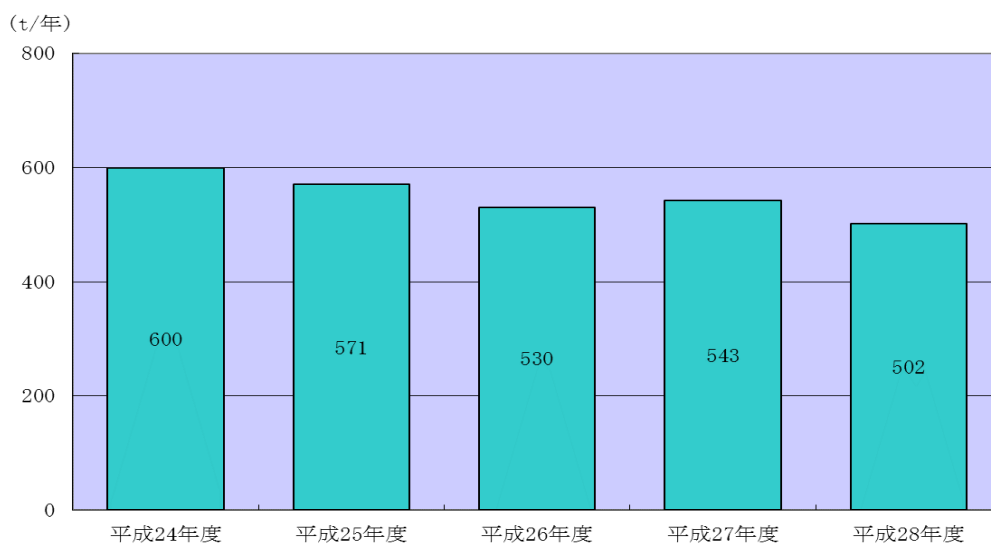


図 2-2-13 集団回収量の推移

(2) 生ごみ処理容器等購入費への補助

生ごみの減量化を促す施策として、生ごみ処理容器等の購入費への補助を行いました。

※財政健全化計画により平成20年度から平成25年度まで休止。

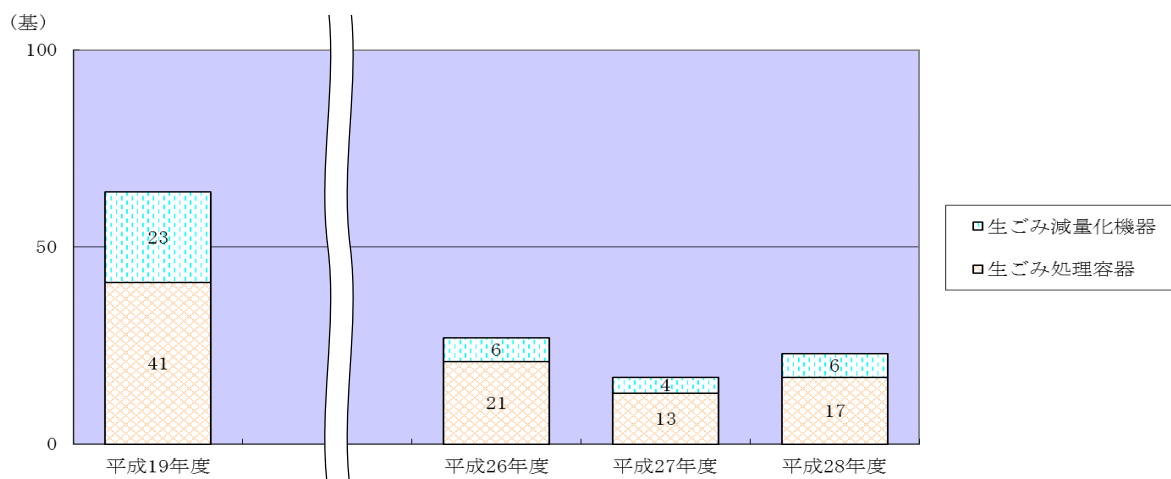


図 2-2-14 生ごみ処理容器等の購入基数推移

(3) 廃棄物減量等推進員

地域におけるごみの減量化や資源化、分別ルールの周知等、適正なごみの排出を推進することを目的として、廃棄物減量等推進員を各地区に任命しました。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
187人	186人	189人	190人	190人

表 2-2-8 廃棄物減量等推進員の委嘱数

(4) 直接搬入事業ごみ処理手数料の改定

事業系一般廃棄物の適正処理を目的として、近隣市町よりも低額であったごみ処理手数料を平成18年10月1日から改定しました。



(5) 可燃ごみ有料化

可燃ごみ減量化及び資源化率向上の施策として、平成18年10月1日から指定ごみ袋の販売によって手数料を徴収する有料化を行っています。

家庭系ごみ	大(45リットル相当)	中(30リットル相当)	小(15リットル相当)
	50円/枚	35円/枚	15円/枚
事業系ごみ	大(70リットル相当)	中(45リットル相当)	小(30リットル相当)
	110円/枚	70円/枚	50円/枚

表 2-2-9 可燃ごみ手数料

指定ごみ袋の種類			平成26年度	平成27年度	平成28年度
家庭系ごみ	大	枚数	552,340枚	554,540枚	567,320枚
		手数料	27,617,000円	27,727,000円	28,366,000円
	中	枚数	743,140枚	726,230枚	749,390枚
		手数料	26,009,900円	25,418,050円	26,228,650円
	小	枚数	827,300枚	829,360枚	841,410枚
		手数料	12,409,500円	12,440,400円	12,621,150円
事業系ごみ	大	枚数	170,330枚	172,310枚	173,580枚
		手数料	18,736,300円	18,954,100円	19,093,800円
	中	枚数	156,180枚	157,680枚	161,500枚
		手数料	10,932,600円	11,037,600円	11,305,000円
	小	枚数	15,400枚	15,520枚	12,800枚
		手数料	770,000円	776,000円	640,000円
手数料合計			96,475,300円	96,353,150円	98,254,600円

表 2-2-10 指定ごみ袋枚数及び可燃ごみ処理手数料

(6) プラスチック製容器包装（その他プラ）分別収集

可燃ごみ減量化及び資源化率向上の施策として、平成18年10月1日からプラスチック製容器包装の分別収集を行っています。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収集量	760.81t	769.89t	756.35t
資源化量	709.49t	690.19t	693.06t

2 目標の達成度

平成 21 年度に改訂したごみ処理基本計画(以下「前計画」といいます。)で設定した目標の達成度を検証します。

前計画では、ごみの減量化及び資源化に関し、平成 26 年度を中間目標年次として、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の 5%減量化、また、28%のごみ資源化をそれぞれ目標として設定していました(対平成 19 年度実績)。結果は次のとおりです。

家庭系ごみ	H19 実績	728.5g/人・日
	H26 目標	692.1g/人・日 (5%減量)
	H26 実績	716.3g/人・日 (1.7%減量)
事業系ごみ	H19 実績	2,095.8t
	H26 目標	1,991t (5%減量)
	H26 実績	2,336.8t (11.5%増量)
ごみ資源化	H19 実績	25.6%資源化
	H26 目標	28%資源化
	H26 実績	21.9%資源化

家庭系ごみは若干の減少となりましたが、事業系ごみは増量し、ごみ資源化は平成 19 年度実績を下回るという結果になり、いずれの指標も前計画策定時における目標に届きませんでした。

第5節 課題の抽出

ごみ処理の課題を次のとおり抽出します。

(1) 排出抑制・資源化

- ・発生するごみの抑制
- ・ごみの減量化・資源化施策の周知啓発
- ・ごみ分別の徹底
- ・分別収集区分の検討
- ・粗大ごみの減量化・資源化
- ・せん定枝等の資源化
- ・生ごみの自家処理による減量化
- ・集団回収の推進

(2) 収集・運搬

- ・ごみ収集の安全化
- ・ごみ集積所の美化・適正管理
- ・資源物集積所の適正な配置
- ・事業系ごみの適正な収集・運搬
- ・高齢化によるごみ排出困難者への対策

(3) 中間処理

- ・可燃ごみ処理の検討
- ・粗大ごみ処理の検討
- ・資源物リサイクルの推進
- ・資源化率の向上
- ・処理経費の削減

(4) 最終処分

- ・最終処分量の削減
- ・最終処分場の確保

(5) 広域処理

- ・広域処理の維持及び推進

第3章 ごみ処理基本計画

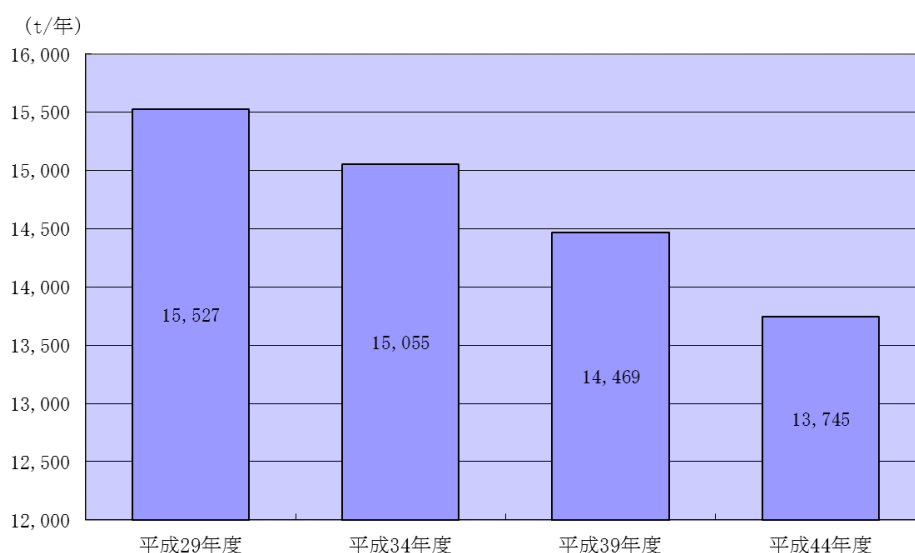
第1節 基本方針

ごみ処理基本計画の基本方針は、次のとおりとします。

- ごみ減量化の目標を5年ごとに設定し、減量化を図ります。
- ごみ資源化の目標を5年ごとに設定し、資源化を図ります。
- 市民、事業者、行政それぞれの排出抑制のための方策を掲げ、排出抑制の推進を図ります。

第2節 ごみの発生量の見込み

平成28年度の人口1人1日当たりごみ排出量及び幸手市人口ビジョンにおける将来人口見込みから次のとおりごみの発生量を見込みます。



※平成28年度人口1人1日当たりごみ総排出量817g/人日を各年の人口に掛けて推測する。(1人1日当たりごみ総排出量=(家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量)÷総人口÷年間日数)

図 2-3-1 ごみ発生量見込み

第3節 ごみ減量化・資源化の目標設定

1 ごみ減量化目標の設定

家庭系ごみについては、平成28年度の排出量695.8g/人・日に対し、平成34年度で5%の減量化を中間目標として設定し、以降5年ごとに1%ずつ上乗せして、目標年次の平成44年度においては7%の減量化を目標とします。

また、事業系ごみについては、幸手中央地区産業団地への企業進出や、幸手駅西口の区画整理による事業活動の活性化が期待されることから、平成28年度の排出量2,328.8tの現状維持を目標とします。

家庭系ごみ	
平成34年度（中間目標年次）	661.0g/人・日（5%減量）
平成39年度（中間目標年次）	654.1g/人・日（6%減量）
平成44年度（目標年次）	647.1g/人・日（7%減量）
事業系ごみ	
平成34年度（中間目標年次）	2,328.8t（現状維持）
平成39年度（中間目標年次）	2,328.8t（現状維持）
平成44年度（目標年次）	2,328.8t（現状維持）

2 ごみ資源化目標の設定

平成28年度のごみ資源化率21%に対し、平成34年度で26%の資源化を中間目標として設定し、以降5年ごとに1%ずつ上乗せして、目標年次の平成44年度においては28%の資源化を目標とします。

平成34年度（中間目標年次）	26%資源化
平成39年度（中間目標年次）	27%資源化
平成44年度（目標年次）	28%資源化

第4節 排出抑制のための方策

ごみのごみとなる前に排出抑制を行うことで、ごみの減量化・資源化を推進します。

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を十分に理解し、連携・協力をもって排出抑制を進めることが重要です。排出抑制のための方策として、市民・事業者・行政それぞれの役割を次のとおりとします。

1 市民の排出抑制方策

市民は、商品の購入や使用にあたっては、容器包装の少ない商品の選択や食品ロスの削減に資する行動に努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するなど、市民による積極的な取り組みが行われるよう努めるものとします。

- (1) ごみ問題への意識向上
 - ・家庭内のコミュニケーションを通じてごみ問題への意識向上を図る。
 - ・環境家計簿等を利用する。
- (2) 環境に優しい生活スタイルの確立
 - ・グリーンコンシューマー活動を実践する。
 - ・食品ロスの削減を図る。
- (3) 地域コミュニティ
 - ・ごみステーション単位での地域コミュニティを図る。
 - ・地域での活動（集団回収等）に協力する。
- (4) ごみの有効利用
 - ・生ごみの堆肥化を図る。
- (5) 分別回収への協力
 - ・決められたルールを守って排出ごみの分別を徹底する。

※環境家計簿：家庭での毎日の生活によって、どんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように記録するもの。特に決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道やガソリン等の量に二酸化炭素を出す係数をかけて、家庭での二酸化炭素排出量を計算する形式が一般的。環境家計簿で毎月のエネルギーの使用量や支払額を記入することで、暮らしの中で発生する二酸化炭素排出量を知ることができる。

※グリーンコンシューマー：「緑＝環境」と「消費者」を合わせた造語で、環境に優しい行動をとる消費者のことをいう。その行動とは、①必要なものだけを買う ②使い捨て商品ではなく長く使える物を選ぶ ③過剰包装は断る ④買物袋を持参する ⑤再生品を買う ⑥詰替え商品を買うなど。

※食品ロス：本来はまだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことをいう。

2 事業者の排出抑制方策

事業者は、原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効活用する等により、製造から流通、販売に至る流れ全体において排出されるごみの抑制に努めるものとします。

- (1) ごみ問題への意識向上
 - ・事業系ごみの適正な自己処理に努める。
- (2) ゼロ・エミッションの推進
 - ・ゼロ・エミッションの推進に努める。
- (3) 製造におけるごみ問題への取組み
 - ・リサイクル型商品の製造に努める。
 - ・再生品の製造に努める。
- (4) 流通・販売におけるごみ問題への取組み
 - ・ごみになりにくい寿命の長い商品を提供する。
 - ・過剰包装の抑制等、包装や梱包の適正化に努める。
 - ・既存の回収ルートの強化を図る。
 - ・食品廃棄物の削減に取り組む。

※ゼロ・エミッション：1994年に国連大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料にするなどして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。

3 行政の排出抑制方策

行政は、区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組みを促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により更なる循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分の方法を確保するものとします。

本市における具体的な取組内容については、37ページ「第11節 ごみ処理の課題への対応」に記載します。

第5節 基本計画達成のための方策

基本計画達成のために、次のような方策を立てます。

1 市民及び事業者に対する広報・啓発活動

(1) PRの強化

- ・わかりやすい広報、副読本、ポスター等を作成し、ごみの減量化・資源化の推進を訴える。
- ・キャンペーンの展開、イベント等の開催を通してごみの減量化・資源化の機運を高める。

(2) 啓発媒体の活用

- ・ごみカレンダー、ごみの減量化・資源化マニュアルを作成し、市民及び事業者に対する啓発・指導の媒体とする。
- ・市のホームページを利用し、ごみ処理の実態や数量等の情報を提供する。

(3) 講座等の実施

- ・学校、市民に対して、啓発媒体等を使用したごみの減量化・資源化についての講座等を実施する。

(4) その他

- ・減量化・資源化アイデアの募集
- ・ごみ減量モニター等の委嘱
- ・その他減量化・資源化に結びつく施策の展開

2 市民及び事業者の意見や行動の受入れ

- ・市民及び事業者の意見や行動を受け入れる機会の充実
- ・施策に対する評価結果をフィードバックした新たな施策の実施

3 廃棄物減量等推進審議会 の設置

廃棄物減量等推進審議会は、平成6年度に設置され、ごみの減量化・再資源化を推進していくための方策等について審議を行っています。

(1) ごみ処理の目標設定

計画的なごみ処理事業の推進のためには、ごみ処理に関する目標の設定は重要事項であり、審議会において対策を検討する上でも必要となります。

目標設定の際は、社会的な認識の変化や、法令の改正等、その時代のニーズとともに変化するため、今後構築される新しいごみ処理システムの中で、本市独自の問題点や解決しなければならない課題等に柔軟に対応した適切な目標設定を行います。

(2) 目標達成度の評価

設定された目標に対し、その達成度を評価することによってごみ処理事業のより具体的な評価が可能となることから、目標の設定と同時にその達成度を検討し評価します。

(3) 評価結果のフィードバック

評価結果を将来のごみ処理事業へフィードバックさせることも、審議会の活動になることから、新たな施策を検討・実行する上で、評価結果を反映し、フィードバックできる方策を検討します。

4 廃棄物減量等推進員の委嘱

廃棄物減量等推進員は、地域における市民活動の発展、充実、推進等を目的とし、地域に根ざした活動を行っています。

- ・ごみの減量化及び資源化並びに環境美化の推進に関する活動
- ・ごみ集積所における分別及び排出ルールの指導
- ・資源ごみ集団回収等の資源化活動の推進指導
- ・不法投棄及び不適切なごみに関する市への通報

5 広域処理に関する事項

ごみの広域処理は、複数の市町村が一部事務組合、広域行政組合等を設立し、収集、中間処理、最終処分等を行うものです。本市は現在、杉戸町とごみ処理及びし尿処理において相互に事務委託を行い、広域処理をしています。ごみ処理事業への要求が高度化してきている中では、将来的に処理方法の変更や、さらなる広域化等も検討していくことが必要です。

第6節 分別の区分

本市の収集対象ごみの分別の区分は、次のとおりです。

	可燃ごみ
	不燃ごみ
	有害ごみ
	危険ごみ
	粗大ごみ
資源物	新聞
	雑誌・雑がみ
	段ボール
	紙パック
	布類
	瓶
	缶
	ペットボトル
	その他プラ(プラスチック製容器包装)
	特定小型家電

表 2-3-1 収集対象ごみ

第7節 収集運搬計画

(1) 収集区域の範囲

収集区域は、本市の行政区域全域です。

(2) 収集運搬計画

家庭系ごみの収集方法は、ステーション方式とし、収集するごみの区分数を増加する場合は、収集方法等を適宜見直します。事業系ごみは、許可業者による直接搬入方式とします。

収集対象ごみ		収集方法	収集形態	収集頻度	収集車両	
可燃ごみ		ステーション方式	委託	2回/週	パッカー車	
不燃ごみ		ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車	
有害ごみ		ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車	
危険ごみ		ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車	
粗大ごみ		ステーション方式	委託	1回/月	平ボディ車	
資源物	容器包装リサイクル法	瓶	ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車
		缶	ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車
		紙パック	ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車
		段ボール	ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車
		ペットボトル	ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車
		その他プラ	ステーション方式	委託	1回/週	パッカー車
	上記以外	新聞	ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車
		雑誌・雑がみ	ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車
		布類	ステーション方式	委託	2回/月	平ボディ車
		特定小型家電	BOX方式 ピックアップ方式	直営 委託	4回/月 随時	軽トラック

表 2-3-2 家庭系ごみ収集運搬方法

第8節 中間処理計画

- ・ごみの広域処理を維持します。
- ・現有の中間処理施設の維持管理を徹底します。
- ・分別区分に適応した処理設備等の施設整備を検討します。

中間処理は、可燃ごみの焼却、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別、資源ごみの保管等を行うものです。

近年は、より効率的な資源化や周辺環境への配慮（ダイオキシン類対策等）から中間処理に対する要求は高度化し、安全性及び効率性の確保も含め、その重要性が高まっています。

- (1) 平成14年度から可燃ごみの焼却処理を、杉戸町に委託しています。今後も処理委託を維持します。
- (2) 現在有している粗大ごみ処理施設の管理を徹底し、施設稼動に支障がないよう維持管理を継続します。
- (3) 容器包装リサイクル法に対応した処理体制を整備します。
- (4) ごみの区分ごとの中間処理方針を、次ページの表に示します。
- (5) 適正処理困難物等の扱いは、次のとおりとします。
 - ・一時多量ごみは、排出者が直接処理施設に搬入するか、許可業者に委託し処理施設に搬入する。
 - ・一時多量ごみのステーションへの排出禁止を徹底する。
 - ・特別管理一般廃棄物は、処理対象外ごみとして扱う。
 - ・特別管理一般廃棄物の処理は、専門の処理業者に処理委託をするように指導する。

※特別管理一般廃棄物：感染性一般廃棄物、PCB使用部品、ばいじん等。
- (6) 本市で取り扱わないごみを次のとおりとします。
 - ・医療系のごみ、農機具、多量のビニールやプラスチック等、農薬、劇薬、毒物、廃油、土砂、建設廃材、コンクリート製品及びガラ、ガスボンベ、消火器、ドラム缶、スプリング入りマットレス及びソファ、自動車部品（バッテリー、タイヤ、ホイール、バンパー等）、ピアノ、オルガン、浴槽、オートバイ、足踏み式ミシン、パソコン等
 - ・特定家庭用機器（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫）
- (7) リサイクルを推進するものを次のとおりとします。
 - ・使用済小型家電製品（携帯電話端末・PHS端末、電話機、ラジオ、ビデオカメラ、メモリーカード等）
 - ・小型充電式電池



区 分		ごみの種類	処理方針	
可燃ごみ		生ごみ、再生できない紙くず・布類、皮類、木くず等	中間処理施設（杉戸町に委託）で焼却処理を行い、焼却残さは、埋立処分を行う。	
不燃ごみ		ガラス、陶磁器類、金属類、資源化できないプラスチック等	破砕・選別を行い、資源化できるものは回収業者等を通じて資源化する。残さは、埋立処分を行う。	
有害ごみ		乾電池、蛍光管、水銀体温計	搬入後一時保管し、処理業者に委託する。	
危険ごみ		スプレー缶、卓上ガスボンベ、ガスライター	ガス等を抜いた上で処理する。	
粗大ごみ		家具類、家庭電化製品(家電4品目を除く)、自転車、布団等	破砕・選別を行い、資源化できるものは回収業者等を通じて資源化し、焼却できるものは焼却処理を行う。残さは、埋立処分を行う。	
資源物	容器包装	瓶	無色、茶色、その他の色、生き瓶	ストックヤードで一時保管後、選別し、回収業者等を通じて資源化する。
		缶	アルミ缶、スチール缶	ストックヤードで一時保管後、選別・圧縮し、回収業者等を通じて資源化する。
	リサイクル	紙パック		ストックヤードで一時保管後、回収業者等を通じて資源化する。
		段ボール		ストックヤードで一時保管後、回収業者等を通じて資源化する。
		ペットボトル	ペットマーク  の付いた容器	ストックヤードで一時保管後、選別・圧縮し、指定法人ルートを通じて資源化する。
		その他プラ	プラマーク  の付いたプラスチック製容器包装	ストックヤードで一時保管後、選別・圧縮し、指定法人ルートを通じて資源化する。
	上記以外	新聞		ストックヤードで一時保管後、回収業者等を通じて資源化する。
		雑誌・雑がみ		ストックヤードで一時保管後、回収業者等を通じて資源化する。
		布類	衣類、タオル、シーツ等	ストックヤードで一時保管後、回収業者等を通じて資源化する。
		特定小型家電	電気、電池で動き、縦横15cm×30cm以下の物等	ストックヤードで一時保管後、国の認定事業者等を通じて資源化する。

表 2-3-3 ごみの区分ごとの中間処理方針

第9節 最終処分計画

- ・適正な埋立処分を継続します。
- ・最終処分場の安定確保のためにごみの排出抑制を徹底し、延命化を図ります。
- ・最終処分場の確保のための検討を行います。
- ・幸手市一般廃棄物最終処分場の適切な管理を行います。

最終処分の目的は、ごみの中間処理、資源化後に処分の必要なものを、適切な施設のもとで安定化・無害化することです。

平成7年に完成した本市の埋立形式一般廃棄物最終処分場については当初10年の稼働期間を想定していましたが、埋め立てる廃棄物の減量や県の最終処分場の活用等により20年以上にわたって稼働を継続してきました。

しかし、現在の搬入ペースから換算すると、数年でほぼ満杯になることが予測されるため、残余容量を見極めつつ、埼玉県や民間事業者の最終処分場が所在する自治体の協力を得ながら広域的な最終処分場の安定確保に努めていく予定です。

また、併せて、ごみの排出抑制と再資源化に努めながら最終処分量を削減し、環境への負荷とごみ処理経費の削減を図るとともに、新規の最終処分場を建設することについても調査・研究を継続します。

第10節 災害廃棄物処理計画

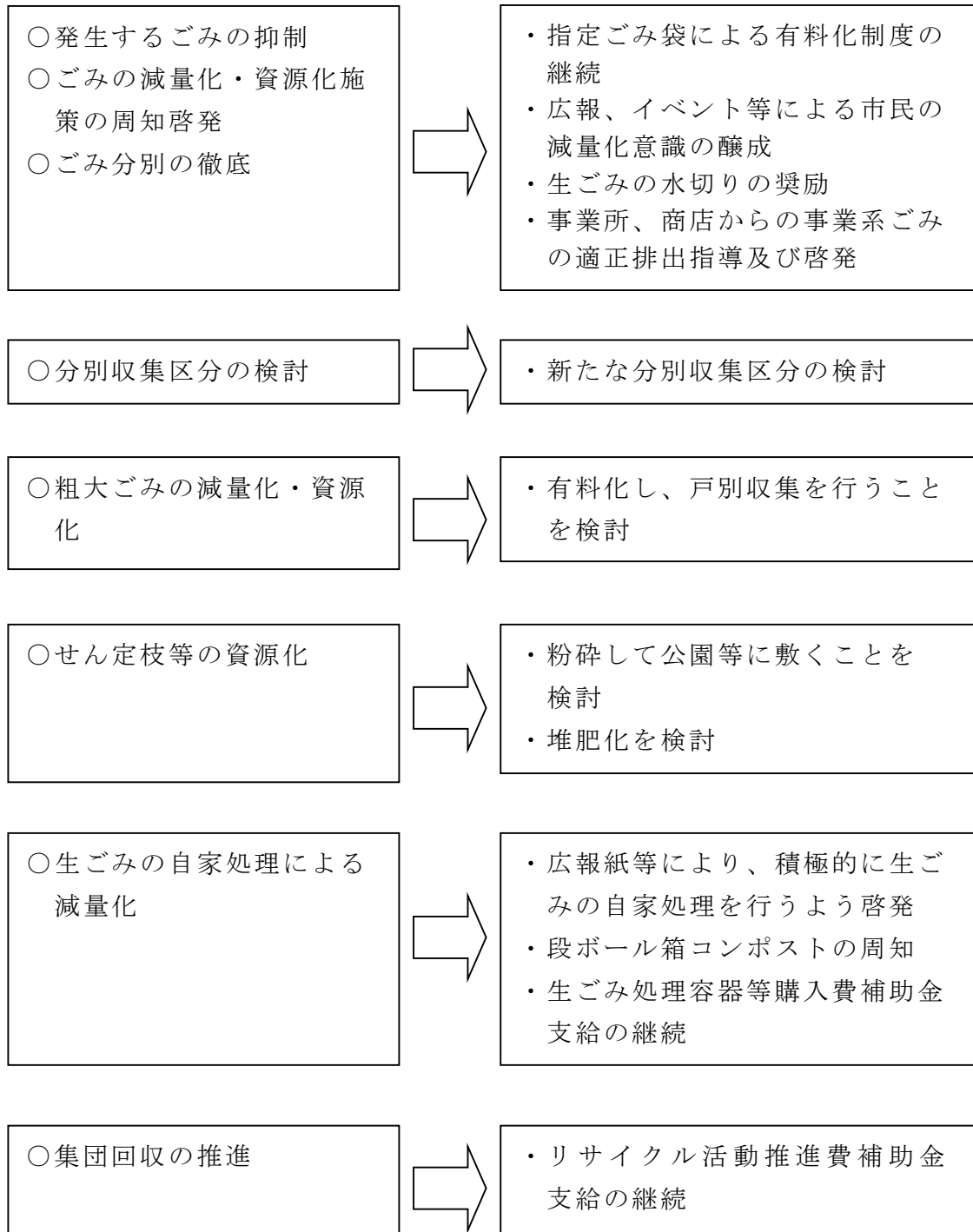
非常災害により発生した廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすことを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、迅速に処理することが極めて重要となります。それと並行して、環境負荷の低減、資源の有効活用にも配慮し、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量化を図り、最終処分量を低減させる必要があります。

大規模な地震や風水害に備え、「幸手市地域防災計画」に位置づけられている災害廃棄物処理計画に基づき、災害時のごみやがれきの収集・保管・処分等が適切に行えるよう、体制の整備を図ります。

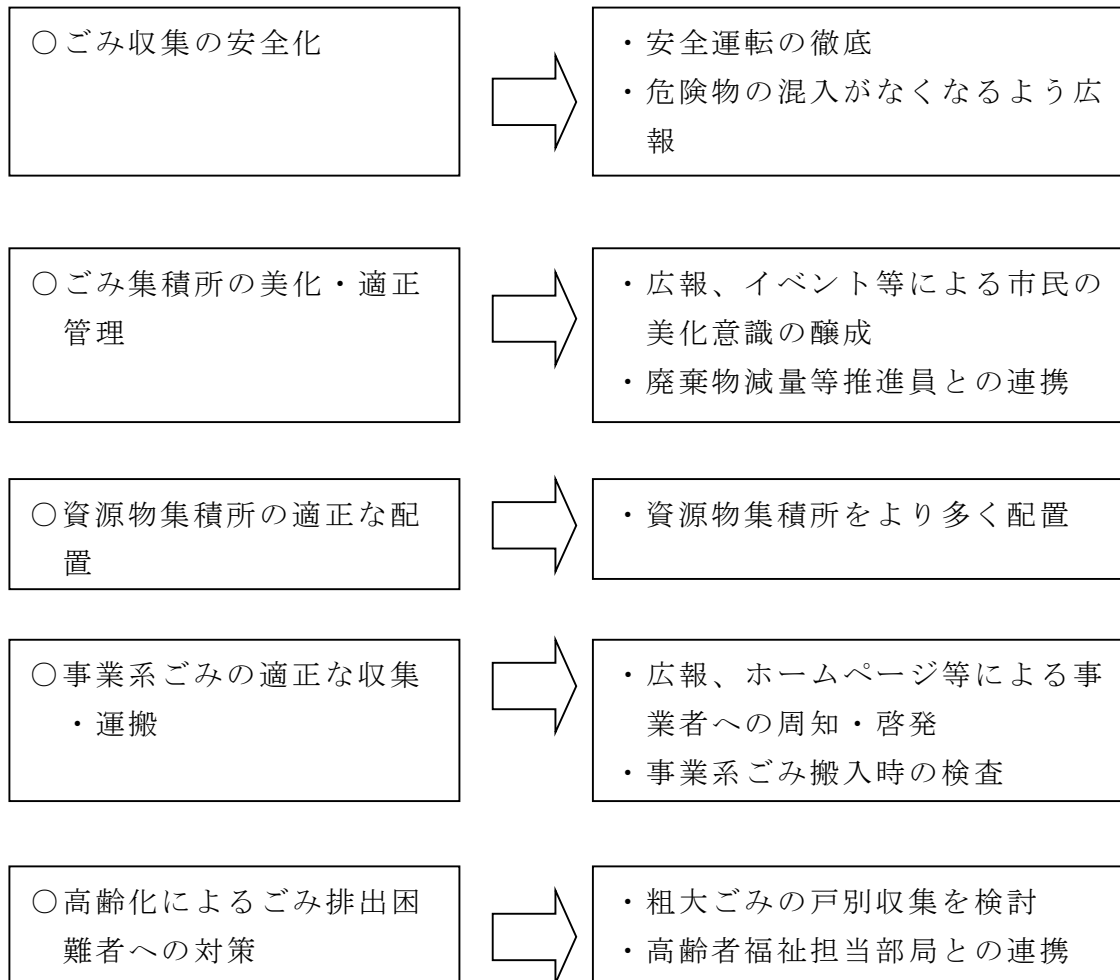
第11節 ごみ処理の課題への対応

ごみ処理の課題へは、次のとおり対応策を講じます。

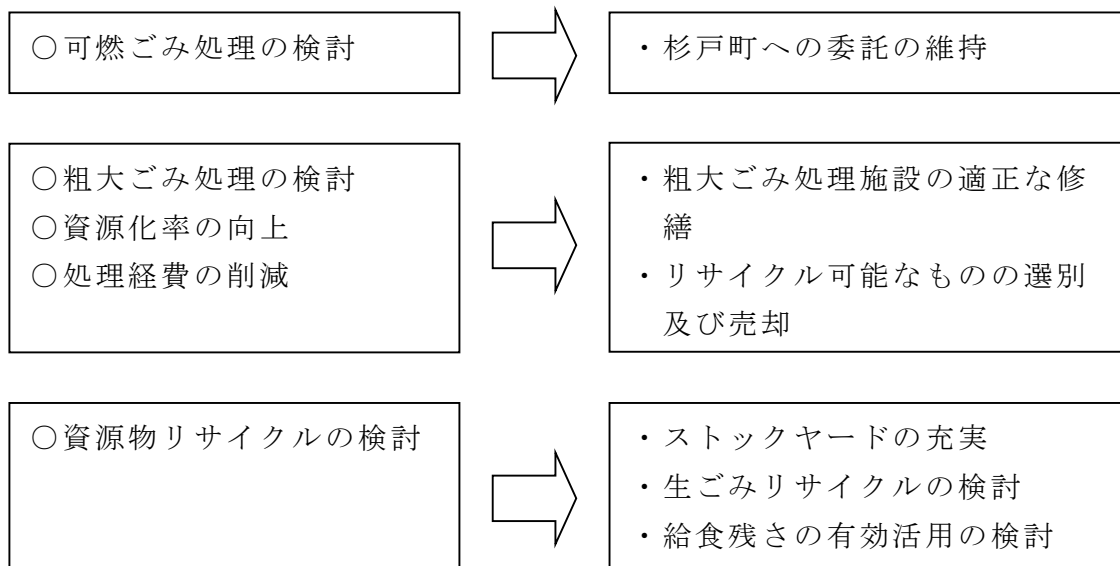
(1) 「排出抑制・資源化」への対応策



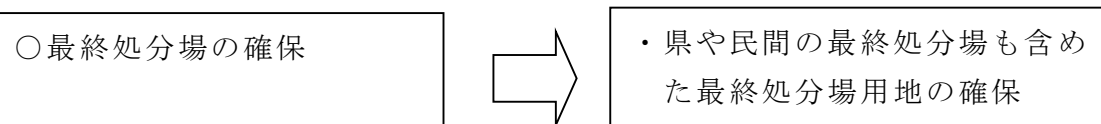
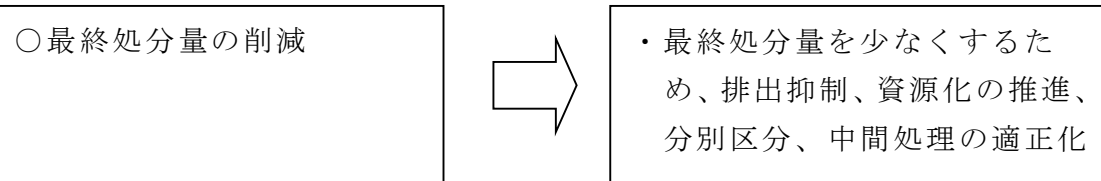
(2) 「収集・運搬」への対応策



(3) 「中間処理」への対応策



(4) 「最終処分」への対応策



(5) 「広域処理」への対応策

